## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅰ－5②所属長 | 母子保健担当課長　山中　洋子 | 母子保健担当課長　斉藤　そのみ | 事後 | 人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成31年3月7日 | Ⅰ－5②所属長 | 母子保健担当課長　斉藤　そのみ | 母子保健担当課長 | 事後 | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成31年3月7日 | Ⅳ　リスク対策 | （なし） | 項目を追加 | 事後 | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない |
| 令和2年6月16日 | Ⅰ－3②事務の概要 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療（育成医療）の支給に関して、以下の事務を行う。<br>①申請書類を受付し、管理する。<br>②自立支援医療（育成医療）の審査結果及び認定内容の情報を管理する。<br>③認定内容に基づき、自立支援医療（育成医療）の支給を管理する。 | 自立支援医療（育成医療）の支給に関する事務<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、自立支援医療（育成医療）の支給業務で以下の事務を行う。<br>①申請書類（申請書、意見書書等）を受付し、管理する。<br>②申請内容に基づき受給資格の審査を行う。<br>③自立支援医療（育成医療）の審査結果及び認定内容の情報を管理する。<br>④認定内容に基づき、受給者証の発行及び自立支援医療（育成医療）の支給を管理する。 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年6月16日 | Ⅰ－5②所属長 | 母子保健担当課長 | 地域保健・母子保健担当課長 | 事後 | 様式の変更及び人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月17日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月17日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②　法令上の根拠 | 番号法第１９条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「自立支援給付」が含まれる項（16、26、56の2、87、110の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「当道府県知事又は市町村長」のうち、第2欄（事務）に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（108、109，110の項） | 番号法第１９条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「自立支援給付」が含まれる項（16、26、56の2、87、110の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「当道府県知事又は市町村長」のうち、第2欄（事務）に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（108、109，110の項） | 事後 | 法改正による号ズレ |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担当部署<br>①　部署 | 札幌市　保健福祉局　保健所　健康企画課 | 札幌市　子ども未来局　子育て支援部　子育て支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担当部署<br>②　所属長の役職名 | 地域保健・母子保健担当課長 | 母子保健担当課長 | 事後 | 機構改革による変更 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先 | 郵便番号060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階<br>保健福祉局保健所健康企画課 | 郵便番号060-0051<br>札幌市中央区南1条東1丁目　大通バスセンタービル1号館3階<br>子ども未来局子育て支援部子育て支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |